

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	そもそも会計上の連結会社と従業員持株会の会員の範囲(金商法上)が異なっていることが制約となっており、会計上の範囲に合致させるべきではないか。	従業員持株会の会員の範囲に係る規定は、金融商品取引法上の有価証券等から除外されるものの範囲を明確かつ客観的に定めることが求められることから、ある程度、外形的な規律とならざるを得ないものであり、会計上の連結会社の範囲とは必ずしも一致しないものと考えられます。